

【参 考】

政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について
(平成 28 年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部決定) (抄)

Ⅲ. 総務省統計局の移転について

2. 今後の方向性

(1) 基本的考え方

地方創生の取組を深化させるため、「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making)の必要性が高まる中、国、地方公共団体、大学、研究機関、企業等が連携し、統計データを利活用して地方創生の取組を進めることが地域の課題解決や発展を目指す上で重要である。和歌山県においては、関西圏における統計データ利活用ネットワークを構築し、産学官協働のデータ利活用を促進するとともに、データサイエンス人材の育成に積極的に取り組むこととしており、和歌山県を関西圏の統計データ利活用の拠点と位置付け、和歌山県をはじめとする関西圏の各府県の協力を得て産学官が連携し関西圏における統計データ利活用を加速させることによって、地域の課題解決や発展を促し、こうした地域の「しごと」と「ひと」の好循環を広く展開させることによって、全国の地方創生の取組に高い成果を創り出す。

(2) 具体的な取組

- ① 総務省統計局は、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成 30 年度から実施する。平成 29 年度には、先行的な取組として、和歌山県の協力を得て、データサイエンスの普及や人材育成を柱とする産学官が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施し地方創生の実現に寄与するとともに、高度な情報セキュリティを確保しつつ利便性の高いかたちで統計マイクロデータを提供し利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。
- ② (独)統計センターは、上記の具体的な取組について総務省統計局と密接に連携し一体的に行うため、平成 29 年度から必要な予算を確保すべく、調整を進める。